

年金を *shih* でお受け取りのお客様へ

shih ゆとりリッチ定期

お取扱期間：2020年4月1日～2021年3月31日

スーパー定期1年ものの店頭表示金利に

年0.10%

金利
上乘せ!

お一人様 100万円まで

ご利用
いただける方

- ・当金庫で公的年金をお受け取りの方
 - 公的年金：国民年金・厚生年金・各種共済年金など
- ・新たに年金をえんしんでお受け取りになる手続きをいただいた方
 - ※お預入期間中は、年金をえんしんでお受け取りいただくことが条件となります。

取扱窓口

年金お受け取り口座の営業店
(口座の普通預金通帳とお届け印をご持参ください)

適用利率

- ・預入時のスーパー定期1年ものの利率に0.10%を加えた利率を満期日まで適用
- ・1年経過後の利率は、書替時におけるスーパー定期1年ものの店頭表示金利に0.05%を加えた利率になります。但し、金利動向により書替時の上乘せ利率が変更となる場合があります。

期間

1年

種類

自動継続定期預金(元金継続)
お預入れ元金が自動継続となり、お利息はご指定された普通預金へご入金となります。

税金

金利は税引き前であり、お利息には20.315%の税金がかかります。

中途解約時の
お取り扱い

中途解約された場合は、当庫所定の中途解約利率を適用します。

その他

本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます。



ゆとりのセカンドステージへ!

しっかり計画・ひろがるゆとり

夫婦で
のんびり

海外・国内旅行

これから
極める!

ゴルフ・トレッキング・釣り

時間を
気にせず

ガーデニング・家庭菜園

これから
考えて

リフォーム・バリアフリー

全店にて実施

無料
年金
相談会

年金の専門家・社会保険労務士が
あなたの疑問にお答えします!

ご予約・お問い合わせはお近くのえんしんへ



不安なく第二の人生を
楽しむために...



ゆとりのくらしのパートナー



遠州信用金庫

shih ホームページはこちらから

えんしん

検索

<http://www.enshu-shinkin.jp>



ゆとりッチ定期預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金(M型) (ゆとりッチ定期)
2. ご利用いただける方	・当金庫で公的年金(厚生年金・国民年金・共済年金等)を受け取っているお客さま、 または公的年金の受取を当金庫で開始するお客さま(既に当金庫を指定した公的 年金受給手続を完了している年金受給資格者の方)
3. 期間	・1年 自動継続(元金継続)での取扱いとなります。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括してお預入いただきます。 ・1,000円以上 ただし、一人あたり100万円以内とします。 なお、本預金のお預入は、年金受取口座を保有もしくは開設した店舗のみとし、 一人1店舗に限定させていただきます。 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利(お預入時の店頭表示のスーパー定期預金1年ものの利率に0.10%を加 えた利率を満期日まで適用します。1年経過後の利率は、書替時におけるスーパ ー定期1年ものの店頭金利に0.05%を加えた利率になります。但し、金利動向により書 替時の上乗せ利率が変更となる場合があります) ・満期日以後に一括して支払います。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1円として利息計算します。
7. 税金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マ ル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特 別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金 がかかります。
8. 手数料	————
9. 付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・少額貯蓄非課税制度の適格者の方は、マル優がご利用いただけます。
10. 中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、下記の期限前解約利率および預入日から解約日の 前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・預入していた期間が6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利率 ・預入していた期間が6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	・窓口でお問い合わせください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部（9時～17時、電話：053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-022）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等、静岡県弁護士会（電話：053-455-3009）のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>13. その他の参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。